

新潟市内の製造業・物流業の方へ

# 研修の受講費等を助成します

1講座1人につき

受講に要する経費※の**50%**以内

## 対象の研修機関

NEW

経済産業省「マナビDX」(レベル1・2)

中小企業大学校

にいがた産業創造機構

新潟職業能力開発短期大学校

新潟職業能力開発促進センター

職業能力開発校

※受講料及び往復旅費が1講座1人につき2万円以上であることなど助成要件があります。詳しくは裏面をご覧ください。

## 例えば、こんな研修が対象となります

### 生産現場管理講座

生産現場の問題を的確に捉えて、効果的な改善策を立案する方法を学習する。

研修機関：中小企業大学校

### トラック運送業の業務改善講座

トラック運送業の現状と今後の動向を学びながら、自社の経営課題を整理する。

研修機関：中小企業大学校

### IT・デジタル基礎講座

AIやIoTなどデジタル化において主要な用語を整理しながら、事例をもとに実践方法を学習する。

研修機関：マナビDX

### 生産計画・統制講座

生産計画の立て方と工程管理の実践方法を演習を交えて学習する。

研修機関：中小企業大学校

### 物流改善の考え方・進め方

物流コスト管理や物流改善技法の考え方について事例を通して学習する

研修機関：中小企業大学校

### DXリテラシー基礎講座

DXの定義やデジタル化との違いなど、デジタルに不慣れな方でも分かりやすいよう事例を交えながら学習する。

研修機関：マナビDX

## 1 助成対象者

市内に工場または物流施設がある

製造業・新聞業・出版業、道路貨物運送業・倉庫業こん包業・港湾運送業の中小企業者

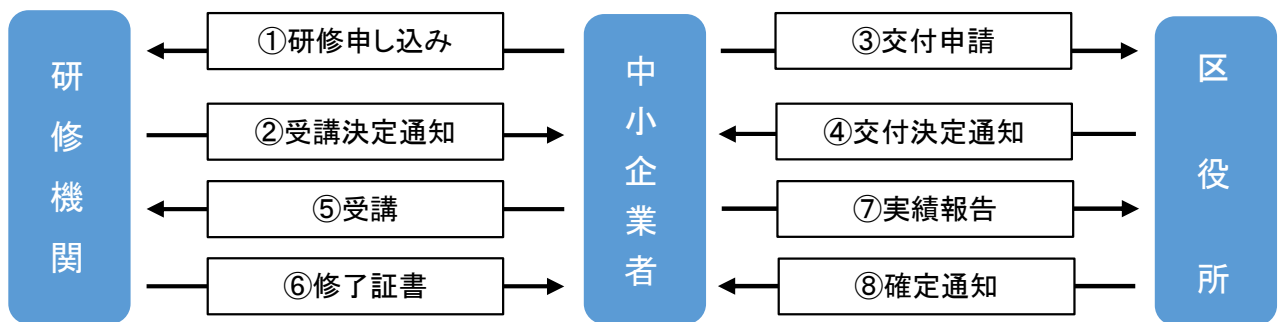
## 2 助成額

1講座1人につき受講料及び往復旅費の**50%以内**(限度額:20万円)

### 【注意事項】

- ・受講料及び往復旅費(宿泊費は含みません)が1講座1人につき2万円以上であることが助成の要件です。
- ・1企業1年度5講座かつ5人以内までです。
- ・市外での研修に参加する場合に対象となります。(現地参加のみ)
- ・1企業で同一研修に複数名参加する場合、1人分のみ補助の対象となります。
- ・連続した期間で行われる研修では1回分の往復旅費を対象(研修期間が分かれる場合はその期間ごと1回分の往復旅費を対象)とします。(例:研修期間が4/7~4/9の場合→1回分の旅費、研修期間が4/7,4/9,4/11の場合→3回分の旅費)

## 3 申請の流れ



## 4 必要書類

### 受講前(交付申請)

- 助成(補助)金交付申請書(市の書式)
- 申請者の概要(市の書式)
- 受講決定通知書(写し)
- 受講講座パンフレット(写し可)  
(受講機関・金額が明記されているもの)
- 受講料・旅費内訳書(市の書式)
- 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

### 受講後(実績報告)

- 助成(補助)事業実績報告書(市の書式)
- 助成(補助)事業の成果(市の書式)
- 受講修了証書(写し)
- 受講料払込領収書(写し)
- 受講料・旅費精算書(市の書式)
- 口座振替申込書(市の書式)

※申請書式は「新潟市 申請・届出の総合窓口」からダウンロードできます。  
キーワード検索で「人材育成」と入力し、検索してください。



## 4 申請窓口

区役所名	所在地	電話番号
北区役所 産業振興課	北 区 東栄町1丁目1番14号	025-387-1356
東区役所 地域課	東 区 下木戸1丁目4番1号	025-250-2170
中央区役所 地域課	中央区 西堀通6番町866番地	025-223-7054
江南区役所 産業振興課	江南区 泉町3丁目4番5号	025-382-4809
秋葉区役所 産業振興課	秋葉区 程島2009番地	0250-25-5689
南区役所 産業振興課	南 区 白根1235番地	025-372-6507
西区役所 農政商工課	西 区 寺尾東3丁目14番41号	025-264-7630
西蒲区役所 産業観光課	西蒲区 巻甲2690番地1	0256-72-8454